

◇山梨県環境保全審議会委員の公募のお知らせ◇

山梨県では、自然環境の保全や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟、温泉に関する事項、大気や水質等の環境の保全に関する事項等を審議する山梨県環境保全審議会の委員の一部を公募します。

将来の世代に引き継ぐべき山梨県の環境を保全するための施策のあり方に関心をお持ちの県民の皆様に、審議に参画いただきたいと考えております。若い世代や女性をはじめ、様々な分野の方々の応募をお待ちしております。

1 応募条件・資格

委員に応募しようとする方は、次のすべての条件を満たすことが必要です。

- (1) 山梨県内に在住し、満20歳以上（応募申込書提出日現在）であること
- (2) 議員（国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員）又は常勤の国家公務員若しくは地方公務員でないこと
- (3) 現在、山梨県の附属機関等の委員となっていないこと

2 応募方法

次の書類を下記応募先まで郵送、持参又は電子メールにより提出してください（提出いただいた書類は選考資料として使用し、第三者に開示、提供、預託することはありません）。なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 「応募申込書」：裏面、コピー可。
山梨県のホームページからもダウンロードが可能です。
タイトル：山梨県環境保全審議会委員の公募について
URL：http://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/sinkan-som/3008/30singikai_koubo.html
- (2) 小論文（400字詰め原稿用紙3枚以内、氏名記入、パソコン可）
テーマ「地域の発展と環境の保全」

3 募集期間

平成30年8月22日（水）～平成30年9月21日（金）（当日消印有効）

4 募集人数

2名以内

5 選考方法

提出された応募申込書及び小論文により、山梨県環境保全審議会公募委員選考実施要領に基づいて行います。

6 結果の発表

応募者全員に文書で通知します。

7 その他

- (1) 審議会開催予定回数 年3回程度
- (2) 委員任期 2年（平成30年11月10日～平成32年11月9日）
- (3) 委員報酬及び費用弁償 審議会に出席した場合、「附属機関の委員等報酬及び費用弁償に関する条例」の規定によりお支払いします。
- (4) 次の事項にご留意ください。
 - ・審議会の委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではないこと
 - ・審議会の委員の地位を営利、政治又は宗教上の目的に利用してはならないこと
 - ・審議において知り得た秘密を漏らしてはならないこと

8 応募先・連絡先

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県森林環境部森林環境総務課企画担当

電話 055-223-1634（直通）

電子メール sinkan-som@pref.yamanashi.lg.jp

